

第3節 企業等防災対策の促進計画

企業等防災対策の促進計画

- 総務課防災危機管理室
- 商業観光課 企業立地課
- 消防本部

【基本方針】

企業等は災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

【計画目標】

1. 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時の果たす役割を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、想定される被害からの復旧計画策定、各事業計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 災害時の企業等の事業継続

災害の多いわが国では、市や県はもちろん、企業、市民が協力して災害に強いまちを作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が製品供給網寸断へと拡大進行し、世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も災害時に事業が継続でき、かつ重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながり(サプライチェーン)を確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

(2) 事業継続計画(BCP)の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」(内閣府)が示した「事業継続ガイドライン」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努めるものとする。

2. 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要で

【第Ⅱ編 一般災害予防計画】

第2章 第3節 企業等防災対策の促進計画

ある。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行うこととする。

- 1) 防災訓練
- 2) 従業員等の防災教育
- 3) 情報の収集・伝達体制の確立
- 4) 火災その他災害予防対策
- 5) 避難対策の確立
- 6) 応急救護
- 7) 飲料水、食糧、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- 8) 施設耐震化の推進
- 9) 施設の地域避難所としての提供
- 10) 地元消防団との連携・協力
- 11) 企業が所有する災害対策用資機材の地域貸与や支援要員の緊急派遣

3. 市の措置

(1) 防災訓練

市は、防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等と呼びかける。

(2) 事業継続計画（BCP）の普及啓発

市は、企業等に対して事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

(3) 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※消防団協力事業所表示制度－消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請または市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

(4) 企業の防災に係る取り組みの評価

市は、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により企業の防災力向上に努める。

(5) 金融的支援

一般災害対策：第Ⅳ編第4章第1節「金融措置」により、支援を行うものとする。